

山口県警察本部告示第 **五十四** 号

道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第一〇三条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第一〇四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十八日

山口県警察本部長

秋 本

泰



一 聴聞の期日

令和八年十一月五日 午前九時三十分

二 聴聞の場所

山口市小郡下郷三五六〇番地二 山口県総合交通センター四階 聴聞室